

○ 札幌市では、国のガイドラインにて示されている原則対面での支援に準じた取扱いとします。

| 従来     | 令和8年10月1日以降   |
|--------|---|
| 特に定めなし | <p>原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用契約者数に対する在宅就労支援の利用者数が5割を超えてはならない</li> <li>・各日の利用定員に対する利用者数が5割を超えない</li> <li>・在宅就労支援を行う日数が各利用者の支給量(いわゆる決定日数)のうち5割を超えてもならないものとする。ただし、以下の①を除く。</li> </ul> |

○ 札幌市では、国のQA等にて示されている内容に準じた支援効果の判断を行うこととします。

| 従来     | 通知日以降   |
|--------|---|
| 特に定めなし | <p>札幌市において「在宅就労支援による効果が認められると市町村が判断」する場合とは、次の①から③のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①重度障がい(筋ジストロフィーや頸髄損傷、視覚聴覚言語機能、呼吸器機能、高次脳機能等の重度の手帳所持者、その他難病の障がい等)により通所が難しい場合。</li> <li>②精神障がいにより通所が難しい場合については、各観点を踏まえて札幌市が判断できること。</li> <li>③以下の例のように札幌市が特に必要性を認めた場合(この場合は慎重な審査を行うため日数を要することに留意すること)。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中度の身体障がいや知的障がいなどにより通所が著しく難しい場合</li> <li>・②による者が、状態悪化等を理由に在宅就労支援を一度終了した後、改めて在宅就労支援を受けようとする場合</li> </ul> </li> </ol> <p>※新型コロナウイルスのような事例が発生した場合は別の通知等に従うこと。<br/>         ※令和8年3月までに在宅就労支援を行っている者については、令和8年9月30日まで経過措置として在宅就労支援の実施は可。</p> |

- サービスの利用者に対する普及・啓発について重要であることから、様式や手続きを見直しします。
- 届出時期や手続き、請求方法を整理し、厳格化します。

|         | 従来                             | 改定後  |
|---------|--------------------------------|--|
| 様式      | 在宅就労における支援効果に関するチェックシート(様式1)   | 様式改定   |
|         | 在宅就労における同意書(様式2)               | 様式改定、スマート申請による届出の義務化   |
|         | 在宅就労支援対象者リスト(様式3)              | 廃止   |
|         | 在宅就労における支援記録(様式4)              | (変更なし)   |
|         | 在宅就労における達成度評価シート(様式5)          | (変更なし)   |
|         | 在宅就労支援実施一覧表(様式6)               | 廃止   |
| 届出時期    | 支援を開始する前までに事前報告                | 支援を開始する月の前々月の月末までに届出   |
| 届出内容    | 在宅就労支援対象者リスト(様式3)の提出           | 「在宅就労における同意書(様式2)」、在宅就労支援を含めた最新の個別支援計画及び「在宅就労における支援効果に関するチェックシート(様式1)」 |
| 支援の開始時期 | 事前報告の後                         | 札幌市において確認し、申請のステータスを「完了」した後  |
| 請求時     | 在宅就労支援実施一覧表(様式6)の提出(実績記録票への記載) | 実績記録票の備考欄に「在宅就労」と記載※電子請求も同様  |



事業所



札幌市  
(障がい福祉課)

在宅就労支援を新たに開始する時

支援を開始する前月

支援開始

請求時

...

開始から1年ごと

アセスメント等

同意書の作成

ステータスの確認

実績記録票の備考欄  
「在宅就労」と記載

アセスメント等

同意書の再作成

届出  
前々月の月末まで

ステータス  
「完了」に変更

請求

修正・届出  
※必要に応じて

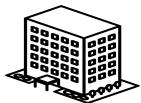
届出  
前々月の月末まで

届出の確認  
開始する月の前月の月末まで

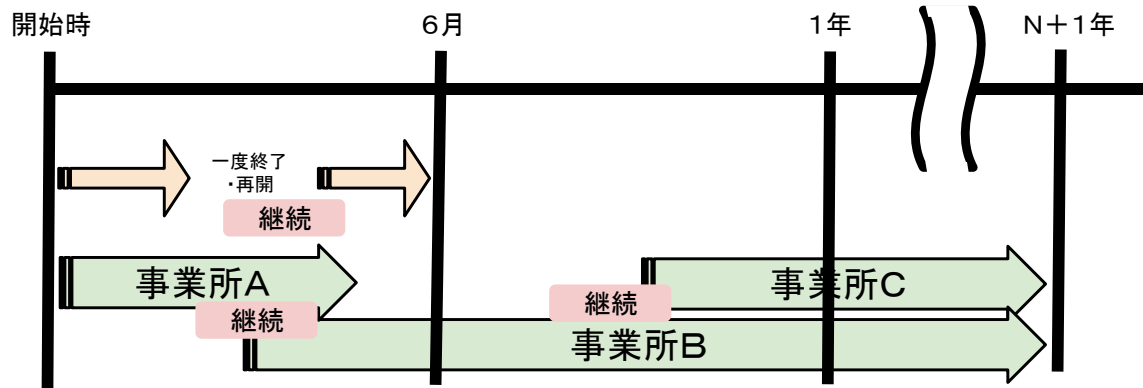
請求審査

確認  
開始する月の前月の月末まで

必要に応じて  
情報連携、協議  
(※)



各区  
保健福祉課



かかりつけ医から通所により状態悪化につながるか否か本人に確認等

医師の意見書(任意様式)や当該支援記録の写し等が必要

イに加えて、計画相談支援や就労選択支援による必要性が確認できること(別法人の事業所に限る)等

精神障がいにより通所が難しい場合と以下の観点を踏まえて札幌市が判断できること。

ア 在宅就労支援の開始後6か月まで

対面による支援を工夫し、実施に努めること。かかりつけ医から通所により状態悪化につながるか否か本人に確認するなど、在宅就労支援の適切性、当該期間の必要性があること。

イ 開始後6か月から1年まで

それでも通所が難しい状態であれば医療等による支援が優先される場合も想定されるため、医師の意見書(任意様式)や当該医師の意見を記載した支援記録の写し等により在宅就労支援の適切性が確認できること。

ウ 開始後1年を超える場合(以後1年ごとを含む)

イに加えて、指定事業所以外の計画相談支援や就労選択支援による必要性が確認できること(中立性を確保するために原則として別法人の事業所に限る)。また、かかりつけ医等に確認を行い、原則として、通所により状態悪化につながる場合のみ認められるため留意すること。

※在宅就労支援を一度終了した後に再開する場合であっても、在宅就労支援を開始した時点から計算。

※利用者が別事業所の支援を受ける場合も、当初の事業所が在宅就労支援を開始した時点から計算。